

行政不服審査制度の見直しについて

1 趣旨・経緯

- 行政不服審査法は昭和 37 年の制定から約半世紀近くにわたって実質的な見直しがされておらず、柔軟かつ実効性のある権利利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保するための改革を進める必要がある。これに加え、不服申立前置についても、国民が救済手続を一層自由に選択できるよう全面的に見直すなど、行政不服申立制度について幅広く改革する必要がある。
- このため、行政不服審査法を所管する総務大臣と行政全般の在り方を刷新する内閣府特命担当大臣（行政刷新）を共同座長とする行政救済制度検討チームが平成 22 年 8 月末に立ち上げられた（同検討チームの下には、不服申立前置の見直しについて検討を行う「行政救済制度検討チームWG」が置かれた。）。
- 同検討チームにおける議論の結果は、平成 23 年 12 月に「行政救済制度検討チーム取りまとめ」として取りまとめられた。

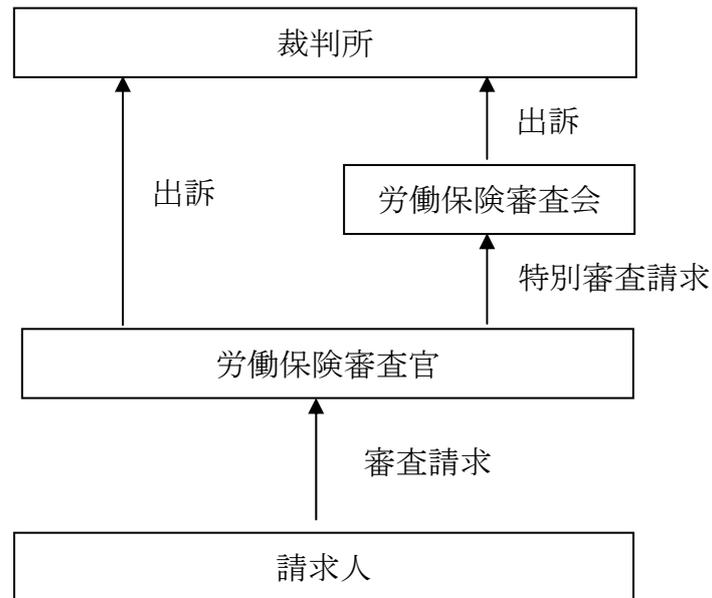
2 「行政救済制度検討チーム取りまとめ」の内容 別紙を参照。

3 不服申立前置の見直しと労働保険審査官・審査会制度との関係について

- 労災保険給付に関する処分は、大量に行われ、それに対する不服事案も多数に及ぶが、その中で、労働災害に対する迅速公正な保護を行うためには、不服事案のより公正かつ迅速な処理が必要である。
- このため、まず労働保険審査官が簡易迅速に審理を行い、労働保険審査会が合議体により対審構造で再審査を行う二審制を採用するとともに、行政と司法の機能の調和などの観点から、これらを訴訟に前置している。
- 労働保険審査官に対する審査請求、労働保険審査会に対する再審査請求を訴訟に前置することについては、「行政救済制度検討チーム取りまとめ」の中で、「前置強制とすることに理由がある」とされている一方、「労働保険審

査会に対する再審査請求については（中略）特別審査請求として存置する実益が認められる。なお、特別審査請求については、原則どおり前置強制を認めない」とされている。

【「取りまとめ」に沿って審査官・審査会制度を見直した場合のイメージ】



行政救済制度検討チーム取りまとめ(イメージ)

〔基本方針〕

- ◎公正さにも配慮した簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済
- ◎国民が救済手続を一層自由を選択

I 行政不服審査法の改革

1. 目的の改正

- ・「柔軟で実効性のある救済」、「公正性への配慮」を明示

2. 審理官制度の創設

- ・外部登用を含め、行政に関する高度の専門的知識と十分な経験を有する者を活用
- ・独立職権行使、身分保障、必要に応じて複数の指名
- ・第三者的裁決機関等が不服申立てを処理する場合を除き、審査庁とは分離し、特定の府省に一括して設置
- ・対審的な審理構造、物件の騰写権を規定

3. 審査請求人の補助体制の整備

- ・窓口から審理手続への架橋を担い、不服申立ての利用を促す

4. 多様な裁決のメニュー化

- ・審理官が多様な裁決メニューから最適な解決策を選択
- ・義務付け裁決、差止裁決の新設、仮の救済の仕組みの導入
- ・「行政指導の中止等の求め」を規定

5. 不服申立ての構造の整理

- ・現行の異議申立てを廃止し、審査請求に原則一元化
- ・略式裁決の導入、実益が認められる特別審査請求の併置

6. 不服申立人適格の範囲

- ・解釈規定を新設し、柔軟かつ実効性のある権利利益の救済を図るべく判断

7. その他審理の迅速化等

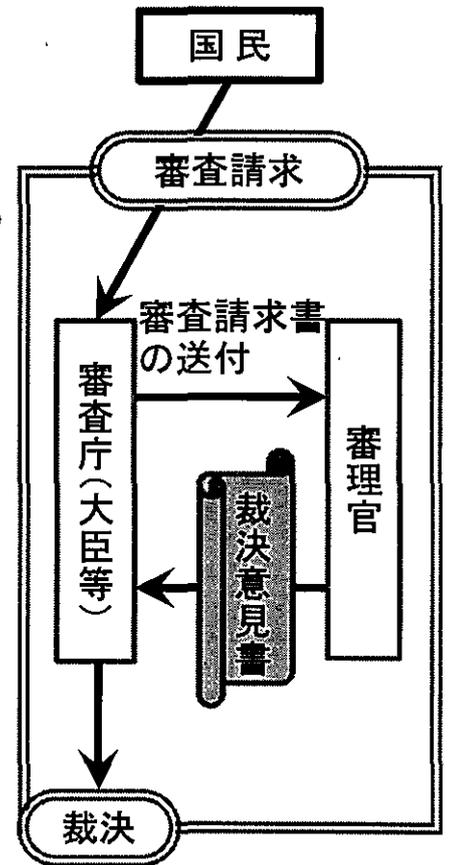
- ・標準審理期間の設定
- ・審査請求期間の延長(現行60日→6か月)

8. 地方公共団体における措置

- ・長が国における審理官と同様の人材を指名、任用方法等については当該地方公共団体の判断

9. 代理人制度の検討

- ・今後とも更に検討がなされるべき



II 不服申立前置の全面的見直し

- ・行訴法制定時における前置強制を認める概ねの基準(大量的処分、専門技術性、第三者的機関の関与)をより実態に即したものとなるよう厳格化
- ・WGにおけるヒアリング等も踏まえ、不服申立前置見直しの考え方を個別法に適用した結果、前置を規定する99法律中71法律について前置廃止等の結論

III 不服・苦情を広く受け付ける国・地方を通じた新たな仕組み

- ・不服・苦情を広く受け付け、適切に処理
- ・「架橋の仕組み」「処分等の求め」について、処理要領の整備等の具体化

(別紙) 個別法の不服申立前置の見直し結果

結論	法律名	【前置の対象】	【「不服申立前置の見直しの考え方」の個別法への適用】	【構造の整理】	ヒア評価	附帯意見
二重前置の一重化	労働者災害補償保険法（第40条）	○労働者災害補償保険法における不服申立前置は、労働保険審査官に対する審査請求及び労働保険審査会に対する再審査請求を対象としており、合わせて二重前置を形成している。	<p>【二重前置】（実質的理由：調査票 大量、専門、第三者→WG 大量）</p> <p>○二重前置については、特段の事情のない限りその正当化が困難と考えられることから、廃止すること又は一方について不服申立前置の対象から除外することが相当である。</p> <p>※以下、右欄の構造の整理の結果を踏まえ、また特別審査請求については前置強制を認めないとされたことにかんがみ、新審査請求に当たる現行の審査請求についてあてはめを行う。</p> <p>【審査請求】</p> <p><大量的申立て></p> <p>○労働保険審査官に対する審査請求については、大量的申立てである。</p> <p><第三者的機関></p> <p>○独立して事案を審理し決定する第三者的機関（労働保険審査官）が手続を行うものの、第三者的機関の専門技術性について制度的に確保されていないところである。</p> <p><有効機能></p> <p>○一定の認容率が認められる。</p> <p>（結論）</p> <p>○以上から、「大量的申立て」の基準に該当すると認められ、前置強制とすることに理由があると認められる。</p>	<p>【再審査請求】</p> <p>○労働保険審査会に対する再審査請求については、人格が高潔であって、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、国会同意を得て任命された委員で構成される第三者的機関により手続が行われるなど特別審査請求として存置する実益が認められる。なお、特別審査請求については、原則どおり前置強制を認めない。</p>		<p>- 行政不服審査法の改革において創設を検討している審理官による審理手続に照らし、労働保険審査官について独立性を制度上明確化するなど、手続水準の向上の措置が必要である。</p>

結論	法律名	【前置の対象】	【「不服申立前置の見直しの考え方」の個別法への適用】	【構造の整理】	ヒア評価	附帯意見
二重前置の全廃	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(都道府県労働局長の処分) ○労働保険の保険料徴収等に関する法律における認定決定に関する不服申立前置は、厚生労働大臣への審査請求を対象とし、都道府県労働局長に対する異議申立てと合わせて二重前置を形成している。	【二重前置】(実質的理由:調査票 大量、専門→WG ×) ○二重前置については、特段の事情のない限りその正当化が困難と考えられることから、廃止すること又はいずれか一方について、不服申立前置の対象から除外することが相当である。 【審査請求】 ＜大量的申立て＞ ○厚生労働大臣に対する審査請求については、大量的申立てとはいえない。 ＜専門技術性＞ ○保険料率を得るための業種・企業形態の確認や保険料の算定については、特段の事情があるとまでは認められない。 ＜有効機能＞ ○申立件数があり一定の認容率も認められる。 (結論) ○以上から、前置強制の基準に該当せず、前置を廃止することが相当である。これにより、二重前置については、いずれも廃止となる。	【異議申立て】 ○認定決定に関する都道府県労働局長に対する異議申立てについては、大量的申立てとはいえ、略式裁決により処分庁が再考する必要があるとは認められないことから、審査請求への一元化に伴い、廃止する。		・認容率が高過ぎることから、原処分の適正化が必要である。
廃止		(都道府県労働局長の処分) ○労働保険の保険料徴収等に関する法律における認定決定以外の処分(充当、還付、督促、滞納整理等)についての不服申立前置は、厚生労働大臣に対する審査請求を対象としている。	【前置】(同上) ＜大量的申立て＞ ○認定決定以外の処分に対する厚生労働大臣への審査請求については、大量的申立てとはいえない。 ＜専門技術性＞ ○督促等に関しては納付、未納付の事実関係の確認が主であることから、特段の事情があるとまでは認められない。 ＜有効機能＞ ○申立件数があり一定の認容率も認められる。 (結論) ○以上から、前置強制の基準に該当せず、前置を廃止することが相当である。			

4. ヒアリング対象法律を準用している法律

※ヒアリング対象法律を準用している法律については、準用元の法律の結論によるものとする。

所管府省等名	準用法律	結論	準用元法律
人事院・総務省	一般職の職員の給与に関する法律	存置	国家公務員法
法務省	裁判所職員臨時措置法	存置	国家公務員法
	売春防止法	存置	更生保護法
財務省	とん税法	二重前置の一重化	関税法
	特別とん税法		
厚生労働省	労働者災害補償保険法(41条)	二重前置の全廃	労働保険の保険料の徴収等に関する法律
	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	廃止	
	石炭鉱業年金基金法	二重前置の全廃	厚生年金保険法
		廃止	
高齢者の医療の確保に関する法律	二重前置の一重化 廃止(徴収関係)	国民健康保険法	
経済産業省	実用新案法(48条の2)	廃止	特許法(184条の2)
	意匠法(60条の2)		
	商標法(63条の2)		
	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律		
環境省	石綿による健康被害の救済に関する法律(38条)(※共管:厚生労働省)	二重前置の全廃	労働保険の保険料の徴収等に関する法律
	石綿による健康被害の救済に関する法律(79条)(※共管:厚生労働省)	廃止	
	石綿による健康被害の救済に関する法律(78条)(※共管:厚生労働省)	二重前置の一重化	労働者災害補償保険法(第40条)